

町地となし、高道町と名付けたるよし、龜尾記にいへり。卯辰蓮覺寺記に、高道の地邊は、昔は東山と稱し、卯辰村の地内なり。故に惣名を今も卯辰と呼べり。とあり。按ずるに、改作所舊記に載せたる寛文五年四月の書面に、左の如くあり。

先程申遣候、往還道通家有之分何町何間、又彌勒繩手村一里山(後)より高道はな迄何町何間御座候を書付被成、明後十六日之朝、御算用場迄御持參可被成候。御いそぎ候間、左様御心得可被成候。以上。

四月十四日

勘

六

河北郡七人宛

右書簡に、彌勒繩手村一里塚より、高道町端迄の道程取調の事を記載すれば、寛文五年の頃は、高道町の端をば金澤の街尾となしたりしと聞ゆ。

○高道山

貞享二年の善導寺由來書に、寛永十六年に高道山之内歩數二千三百九十七步寺地に拜領被仰付。とあり。此の由來書にて見れば、今云ふ油木山は舊名高道山と稱し、其の山の

麓なる地なりし故、高道町と稱せし如く聞ゆ。いにしへ東山と呼びたるも高道山の事ならんか。

○隠坊坂

此の坂は高道町より大衆免へ往く小路にて、僅かなる坂路を呼べり。昔此の地に藤内の家二戸ありしが、此の邊追々町家を建て、市中となりたりしゆゑ去らしむ。依りて其の跡をば于今至り、おんぼう坂と呼べり。と龜尾記にいへり。但し金屋町西側と載せたるは非也。

○山上町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、高道町・山の上町。と見え、金澤通町筋町割書に、三町三十九間五尺山の上町。とあり。改作所舊記に載せたる延寶二年往還道造間數附に、山上町はづれより竹橋町はづれまで三里三町二拾五間。とあり。此の間數附にて見れば、延寶二年の頃は山上町の町端をば金澤の街尾とせしにや。延寶の金澤圖の表にも、山上町をば街尾となしたり。

○山上村落

此の村落は山上町の尻地にあり。此の村の地内なりし故に

山上町と呼べり。按ずるに、山上村の邑名は、卯辰山の山上なりし故山上村とは稱せしものなり。依りて山の上村と呼べり。寛永十五年九月本多安房守等の判書に、山野上村春日三社神主屋敷、以山野上村領之内被下置。とあり。寛永の頃は山野上村と書きたりしと聞ゆ。年代摘要に、享保十五年郡方町續家數頭振山上村三十二軒。とあり。右は山上村の村地をば邸地となし、町地と家續に家屋を建て、邑民共居住せしをいへるなるべし。此は則ち相對請地にて、後々まで地子米を其の村へ出せしかど、明治十二年より金澤市中一般の町地へ屬せられたり。扱右頭振とあるものは、田地を所持せざる小民にて、北國の方言ならん。昔より頭振と呼べり。中頃遊民と書けり。改作所舊記に載せたる元祿三年七月算用場よりの達書に、只今迄遊民と書申儀、自今以後前々其所申ならはし通り、頭振と書可申由被仰渡。とあり。但し頭振の名目は俗稱なりしゆゑにや、古定書に載せたる慶長・元和・寛永中郡方等の定書共には、皆小百姓とあり。

○山上寺町

油木山心蓮社の鐘銘に、天和元辛酉年亥冬吉祥日。賀州加賀郡山上寺町金池山心蓮社。と載せたり。同所光覺寺の由來書には、山上町油木山と見え、三箇屋版の六用集に、月心寺・心蓮社・光覺寺の三ヶ寺共に皆山上町(寺)と書載せたり。されば今油木山と稱する地を、そのかみ山上町とも呼びたりしと聞ゆ。今は高道新町とす。

○吹屋小路

寛延二年の卯辰法華宗寺庵組分帳に、河北郡卯辰吹屋小路長昌山妙久寺。と見え、また河北郡卯辰吹屋小路松倉山本法寺。とも記載せり。寛延の頃、今いふ油木山の地に鑄物師居て、此の地に鑪鞴場を置き、鑄物を吹きたりしゆゑに、吹屋小路と呼びたるなるべし。

○油木山

山上町の裏をば惣名油木山と呼べり。今は高道新町とす。油木をアブラケと稱す。いにしへ油木を植ゑ置きたる地なるにより、地名に呼べるもの也。

○油木山來歴

貞享二年の善導寺由來書に、寛永十六年に高道山の内に而